

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- ・ 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生 ⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ・ 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ・ 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設【前回提出法案（※）から修正】

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者には義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進【前回提出法案（※）から修正】

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。（計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。）

5. 外国に立地する検査機関等への対応

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出（法第88条第1項）を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。
【前回提出法案（※）と同様の内容】

施行期日：公布の日から起算して、それぞれ6は6月、3・4・5は1年、2は1年6月、1は2年を超えない範囲内において政令で定める日

1. 化学物質管理のあり方の見直し

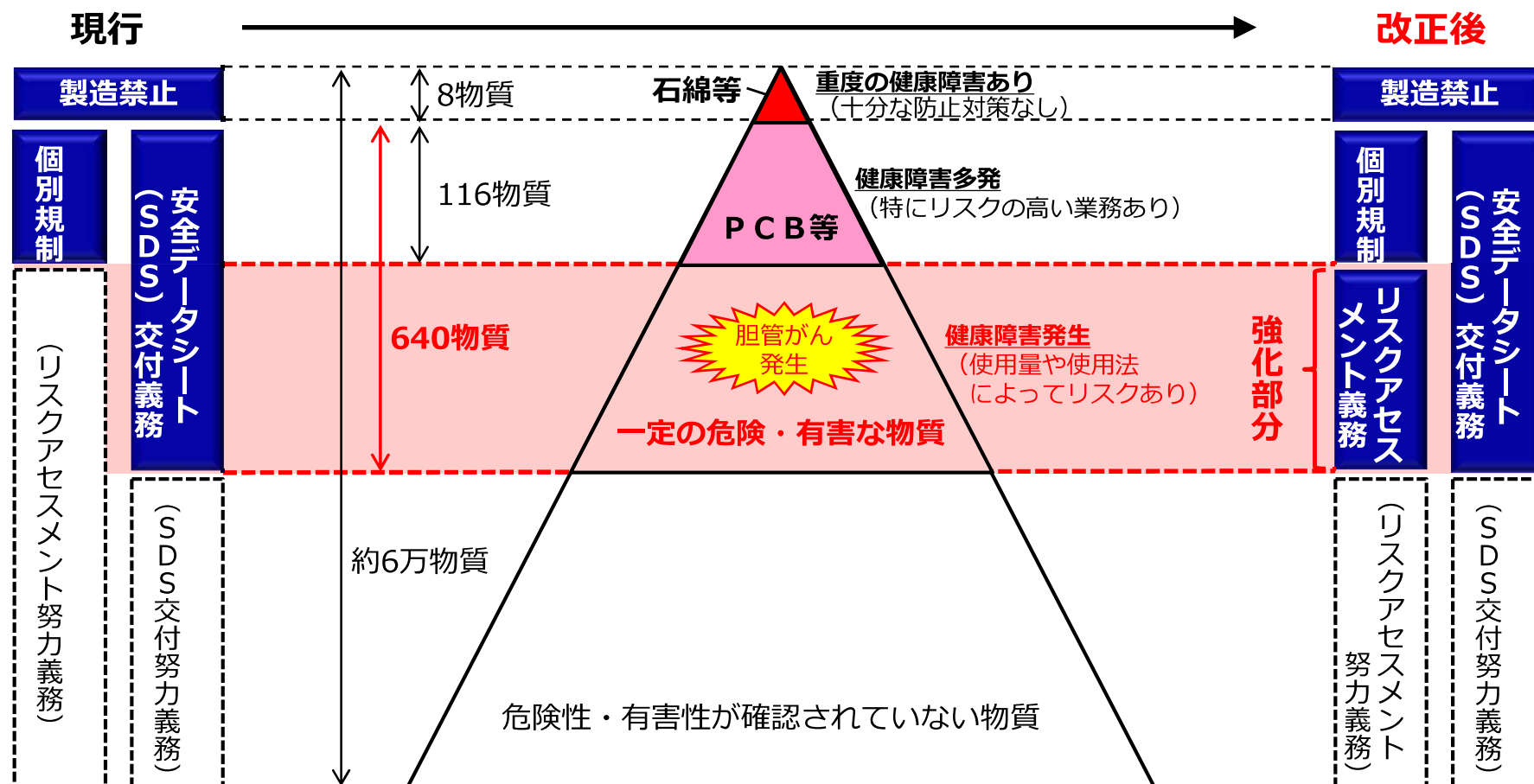
※新法規改正事項

- 危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれ（「胆管がん事案」の原因物質も発生時は特別規則による個別規制対象外）



- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている640物質）について、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける。

【制度改正の概要】



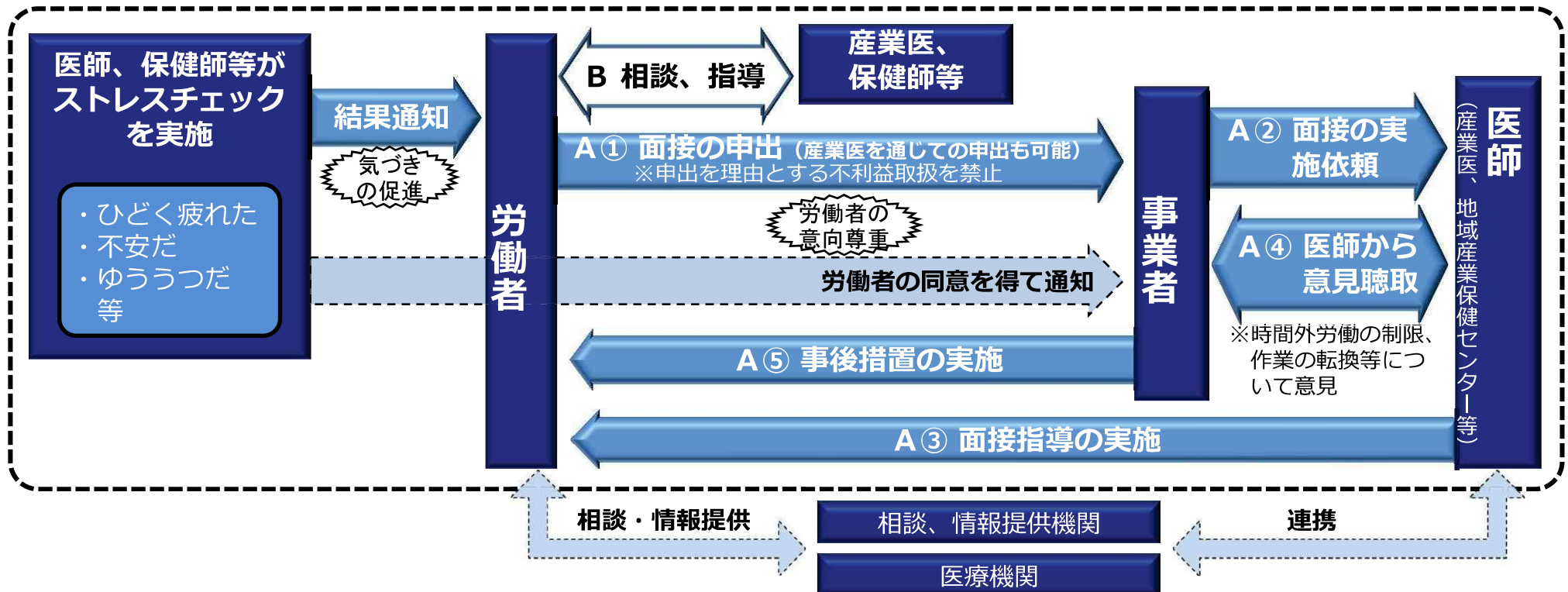
2. ストレスチェック制度の創設

※前回法案から修正

○精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど増加（21年度:234→22年度:308→23年度:325→24年度:475）

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務づける。ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。
- 国は、ストレスチェックを行う医師、保健師等に対する研修の充実・強化、労働者に対する相談・情報提供体制の整備に努めるものとする。

【ストレスチェック制度の概要】



3. 受動喫煙防止対策の推進

※前回法案から修正

【前回の法案の内容】

- 全ての事業者に職場の全面禁煙又は空間分煙を義務化。
- 飲食店等は、当分の間、たばこ煙を一定の濃度以下に保つ又は一定量以上の換気を行うことでも可とする。



○義務化した場合、国の支援策がなくなり、取組が進まなくなるおそれがあることや、建議後に受動喫煙対策に取り組んでいる事業場が増加していることも勘案し、法案の内容を検討すべきと労働政策審議会が建議（平成25年12月）



- 受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に努めるものとする。

【国による支援措置の概要】 ※平成25年度実施の支援措置の概要

●受動喫煙防止対策助成金

- ・助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・助成対象：喫煙室の設置のための費用
- ・助成率等：上記費用の1 / 2（上限200万円）



●受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

●たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。



4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

※新法規改正事項

○同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見

-
- 安全衛生関係法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対し、改善計画の作成等を指示できる仕組みを創設する。 ※具体的な要件は省令等で定める予定
 - 企業が計画の作成指示や変更指示に従わない場合や計画を実施しない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合に企業名を公表する仕組みを創設する。

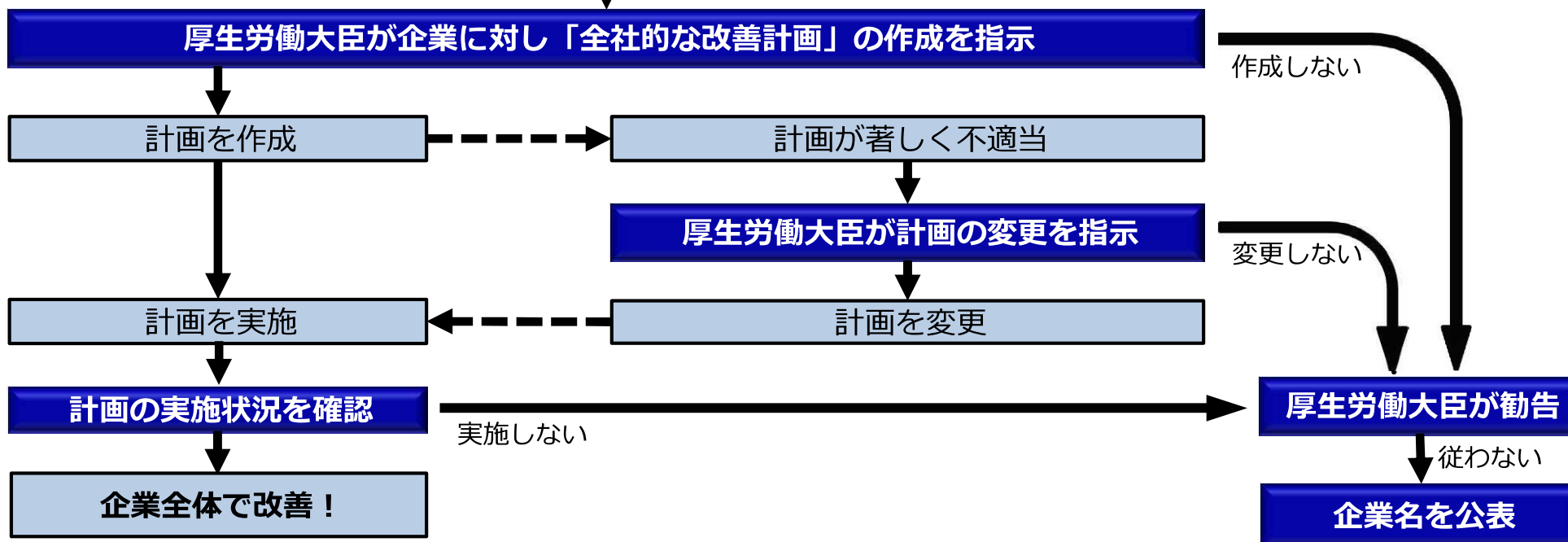
【新たに設ける仕組みの概要】

- 同一企業内で、安全衛生関係法令に違反し、同様の重大な労働災害が繰り返し発生
- 労働災害が繰り返し発生した後も、企業として改善に取り組んでいない

※具体的な要件は省令等で定める予定

※重大な労働災害の定義
(省令で定める予定)

- ①死亡災害
- ②障害等級7級以上の災害



5. 外国に立地する検査機関等への対応

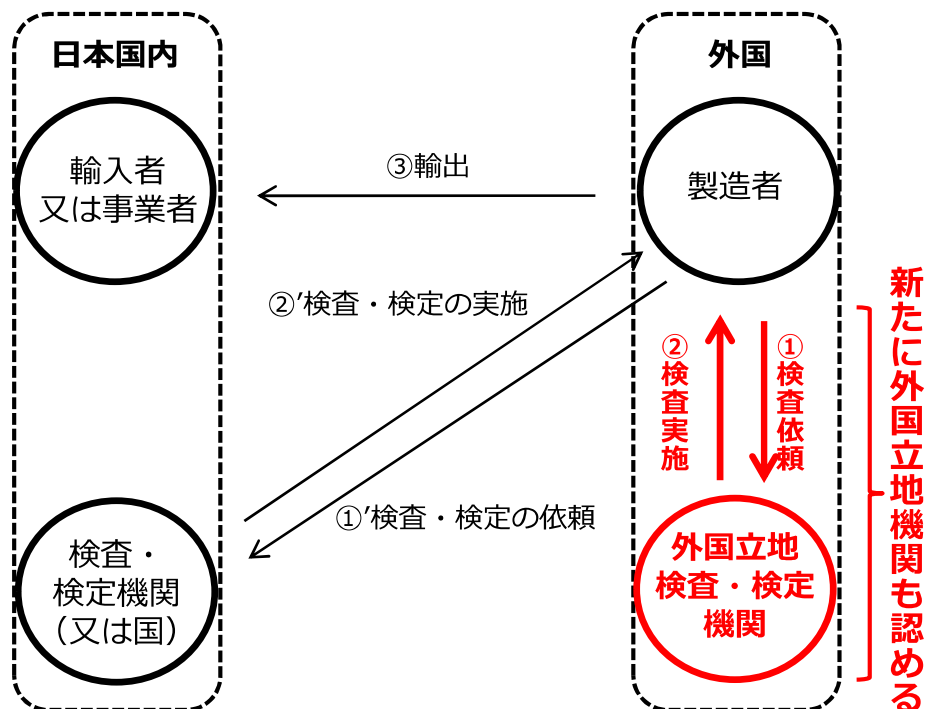
※新法規改正事項

- 世界的に貿易の障壁の撤廃に向けた動きが進む中で、国際化に対応する観点から規制を見直す必要



- ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関（登録検査・検定機関）のうち、日本国内に事務所のない外国に立地する機関についても登録を受けられることとする。

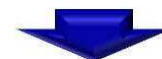
機械等の検査・検定の仕組み



6. 規制・届出の見直し等

規制・届出の見直し ※新法規改正事項

- 技術水準の向上により、他の手段で目的が達成されている規制は見直す必要



- 規模の大きい工場等で、建設物、機械等の設置・移転等（生産ライン等の新設・変更）を行う場合の事前届出を廃止する。

現行

見直し後

機械等の事前届出規制	機械等の事前届出規制
①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出	廃止
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出	②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出	③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出	④一定規模以上の建設工事は事前届出

現状維持

※廃止する届出の年間届出数は約1万2千件

型式検定等の対象器具の追加 ※前回法案と同様の内容

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務づけられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加する。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号）概要

趣旨

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第1条において、改正法の施行期日はその内容ごとに、公布の日（平成26年6月25日）から起算してそれぞれ6か月、1年、1年6か月又は2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。本政令は、公布の日からそれぞれ6か月以内、1年以内又は1年6か月以内に施行することとされている内容について施行期日を定めるものである。

改正内容

（１）化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

（２）ストレスチェック及び面接指導の実施

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者の義務付け。（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

（３）受動喫煙防止措置の努力義務

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが事業者の努力義務とする。

（４）重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとする。（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

（５）外国に立地する検査機関の登録

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できることとする。

（６）第88条第1項に基づく届出の廃止

- 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止。

（７）電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

施行期日

(6)、(7)の
施行期日
平成26年12月1日

(3)、(4)、(5)の
施行期日
平成27年6月1日

(2)の
施行期日
平成27年12月1日

※（１）化学物質のリスクアセスメントの実施については、法律の公布日から2年を超えない範囲で、別途制定する。

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1

化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■ 施行日 **平成28年6月まで**に施行される予定（今後政令で規定）

○ 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質※¹による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施※²が事業者の義務となります。

※¹ 労働安全衛生法第55条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート（SDS）の交付義務対象である640物質。

※² リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

○ 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務※³があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務※⁴となります。

※³ リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※⁴ 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

○ 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール
「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）
をご活用ください！

○ 「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ias/user/anzen/kag/ias_start.htm

○ 使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

ストレスチェックの実施等が義務となります

■ 施行日 **平成27年12月まで**に施行される予定（今後政令で規定）

- **常時使用する労働者に対して、医師、保健師等※¹による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※²を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）**

※¹ ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※² 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

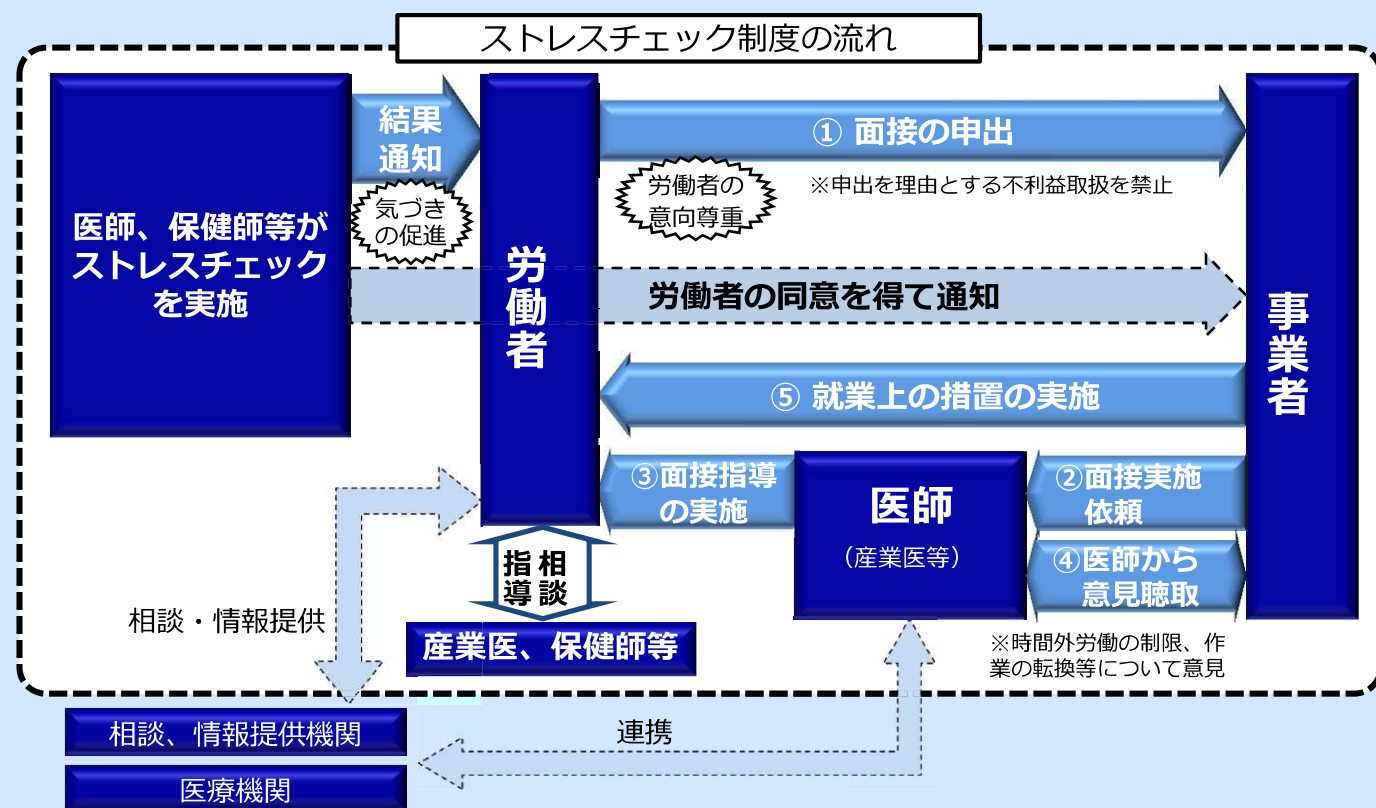
- **検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者には提供することは禁止されます。**

- **検査の結果、一定の要件※³に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いが禁止されます。**

※³ 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

- **面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※⁴を講じることが事業者の義務となります。**

※⁴ 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター（全国4か所）をご活用ください！

- 事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

<http://www.iaofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

3

受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置※を講じることが事業者の努力義務となります。

※ 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

- 中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2の助成（上限200万円）を受けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudokujin/jigyousya/kitsuenboushi/>

4

重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

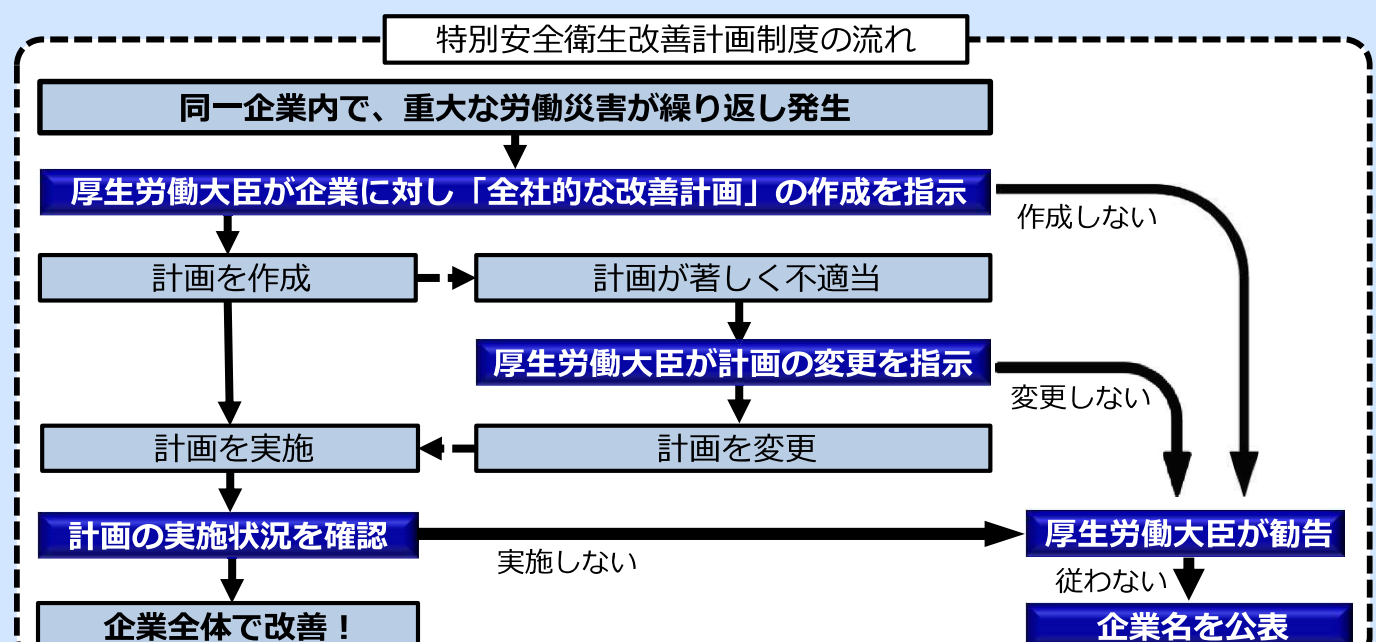
■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 重大な労働災害※¹を繰り返す企業※²に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができますようになります。

※¹ 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定。

※² 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

- 計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができますようになります。



5

法第88条第1項の届出を廃止します

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 規模の大きい工場等※で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。

※ 届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場。

現行	見直し後
機械等の事前届出規制	機械等の事前届出規制
①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出	廃止
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出	②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出	③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出	④一定規模以上の建設工事は事前届出

6

電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

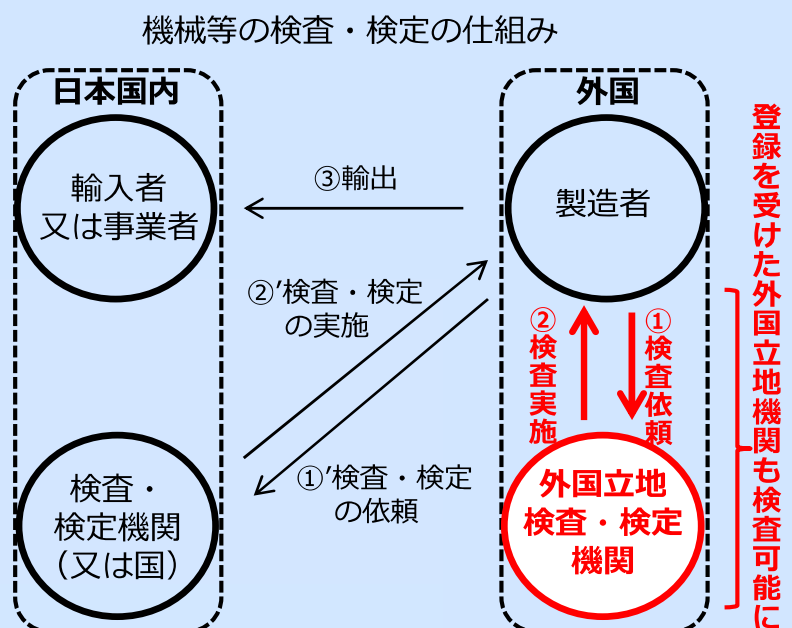
7

外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。
- 登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません※。

※ 労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要あり。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roubukijun/anzen/an-ehou/